

公立大学法人神戸市看護大学公的研究費の管理等に関する規程

2019年4月1日

規程第110号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）における公的研究費の適正な管理及び効率的な運用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役職員等 役員、職員及び派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）
- (2) 研究者 役職員等及び学生のうち研究活動に携わる者をいう。
- (3) 配分機関 国、地方公共団体、法律により設立された特殊法人、独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、民法（明治29年法律第89号）第33条第2項に規定する公益法人、技術研究組合、商法（明治38年法律第48号）等に基づく会社その他研究に携わる機関等であつて、法人以外のものをいう。
- (4) 公的研究費 法人から措置される研究費、配分機関から措置される科学研究費補助金、受託研究、共同研究、助成金、奨励寄附金及び補助金等による研究者が法人において使用する研究費をいう。
- (5) 不正 故意又は重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付の決定の内容及び当該決定に付した条件に違反した使用をいう。
- (6) 部局等 法人本部並びに神戸市看護大学における学部、研究科、学生部、事務局及び図書情報センターをいう。
- (7) コンプライアンス教育 不正を防止するために、法人が役職員等及び学生に対し、自身が取り扱う研究費の使用やそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのか等を理解させるために実施する教育をいう。
- (8) 領域 学校教育法（昭和22年法律第26号）第85条に規定する教育研究上の基本となる神戸市看護大学の組織をいう。

(基本方針)

第3条 研究者による研究は、その内容が適正であるばかりではなく、その研究費の執行に関しても適正なものでなければならない。

- 2 公的研究費は、研究者個人への補助的な性格を有するものであつても、当該原資が市民及び国民の税金であることに鑑み、管理は法人の責任において行う。
- 3 法人は、不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境及び体制の構築を図るものとする。

(最高管理責任者)

第4条 公的研究費について、法人を統括し、管理及び運営の最終責任を負う者として、最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、理事長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 公的研究費の不正防止対策の基本方針を策定し、及び周知するとともに、それを実施するために必要な措置を講じること。
 - (2) 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の管理及び運営が

行えるよう適切にリーダーシップを発揮すること。

(統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理及び運営について、法人を統括する統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、学長及び法人本部長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、公的研究費の不正防止対策の横断的な組織体制を統制する責任者となり、基本方針に基づき法人全体における具体的な対策を策定し、及び実施し、並びに当該実施の状況を確認し、最高管理責任者に報告するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 公的研究費の管理及び運営について、実質的な責任及び権限を持つコンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、各部局等における研究費の運営及び管理について実質的な権限と責任を持つ者とし、部局等の長をもって充てる。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示により、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 自己の管理監督する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、当該実施状況を統括管理責任者に報告すること。

(2) 不正防止を図るため、部局等の公的研究費の管理及び運営に係る全ての役職員等及び学生に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度について把握すること。

(3) 自己の管理監督する部局等において、役職員等及び学生が行っている公的研究費の管理及び執行に関する調査及び改善の指導を行うこと。

(コンプライアンス推進副責任者)

第7条 コンプライアンス推進責任者を補佐するため、コンプライアンス推進副責任者を置く。

2 コンプライアンス推進副責任者は、公立大学法人神戸市看護大学倫理委員会委員長（以下「倫理委員会委員長」という。）をもって充てる。

(領域責任者)

第8条 領域に、その公的研究費の管理及び運営を行う領域責任者を置く。

2 領域責任者は、理事長が各領域に所属する教員から指名する。

(不正防止計画推進委員会)

第9条 公的研究費に係る不正防止計画の推進を図るため、公立大学法人神戸市看護大学不正防止計画推進委員会（以下「不正防止計画推進委員会」という。）を置く。

2 前項の規定に基づき設置された不正防止計画推進委員会の組織及び運営その他委員会に関し必要な事項は、別の規程で定める。

(相談窓口)

第10条 公的研究費に関する使用等について、法人に相談の窓口を設置する。

2 前項の規定に基づく窓口（以下「相談窓口」という。）に係る事務については、経営管理課長が行う。

(関係者の意識向上)

第11条 最高管理責任者は、公的研究費に関する行動規範を策定し、周知するものとする。

2 最高管理責任者は、公的研究費の運営又は管理に関与する役職員等及び学生から、法令、規程等を遵守すること、不正を行わないこと等に関する誓約書の提出を求めるものとする。

3 法人は、継続した契約の相手方に対し、不正対策に関する方針等を周知し、必要と認める場合は、不

正を行わないこと等に関する誓約書等の提出を求めるものとする。

(不正防止計画の実施)

第12条 総括管理責任者は、不正防止計画推進委員会が策定する不正が発生する要因に対応する不正防止計画の実施状況を各領域及び事務局でモニタリングし、必要に応じて改善を指示するものとする。

(告発等の方法)

第13条 不正に関する告発（以下「告発」という。）をしようとするもの（以下「告発者」という。）又は相談をしようとするもの（以下「相談者」という。）（以下「告発者等」という。）は、相談窓口に対し、書面、電話、FAX、電子メール又は面談により、告発又は相談（以下「告発等」という。）をしなければならない。

- 2 告発は、実名により行わなければならない。ただし、客観的かつ具体的な根拠を示して告発を行う場合、調査を行うに当たって必要かつ十分な情報等を有している場合又は重大な告発であると相談窓口が判断する場合にあっては、この限りでない。
- 3 告発は、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。
 - (1) 不正を行ったとする役職員等々の氏名又はグループの名称
 - (2) 不正の具体的な内容
- 4 相談窓口は、相談があった場合は、当該相談の内容を確認し、及び精査し、相当の理由があると認める場合は、当該相談者に対し、告発の意思があるか否か確認するものとする。
- 5 前項の規定により当該相談者の意思を確認し、告発の意思が表示されない場合であっても、相談窓口が客観的かつ具体的な不正の根拠がある場合、調査を行うに当たって必要かつ十分な情報等による相談である場合又は重大な不正であると判断する場合にあっては、当該相談は、告発とみなす。
- 6 第1項の規定に基づく告発等のほか、学会等の科学コミュニティ、報道及びインターネットの記載（第3項各号に掲げる内容が明示されている場合に限る。）並びに会計検査院その他外部の機関の報告により、不正が指摘された場合は、法人に告発があったものとみなす。
- 7 相談窓口は、告発等を受けた場合は、直ちに理事長に報告するものとする。

(秘密保持)

第14条 相談窓口は、告発等を受け付ける場合、告発等の内容及び告発者等の秘密を守るために適切な方法を講じなければならない。

- 2 理事長は、告発者、不正を行ったとする役職員等又はグループ（以下「被告発者」という。）並びに告発及び調査の内容を、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意思に反して、調査関係者以外に漏らすことがないよう必要な措置を講じるものとする。

(予備調査の決定)

第15条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、予備調査を実施すべきか否かについて決定するものとする。

- (1) 第13条第7項の規定に基づき告発に関する報告を受けたとき。
- (2) 公立大学法人神戸市看護大学内部監査規程（2019年4月規程第30号。以下「内部監査規程」という。）の規定に基づく内部監査において公的研究費の不正の疑いがあると判断したとき。

(予備調査委員会)

第16条 理事長は、前項の規定に基づき予備調査の実施を決定したときは、公立大学法人神戸市看護大学予備調査委員会（以下「予備調査委員会」という。）を設置する。

- 2 予備調査委員会は、次に掲げる委員（以下「予備調査委員」という。）で組織する。
 - (1) 事務局長

- (2) 学生部長
- (3) 公立大学法人神戸市看護大学研究・紀要委員会委員長
- (4) 倫理委員会委員長

- 3 予備調査委員会に予備調査委員長及び予備調査副委員長を置く。
- 4 予備調査委員長は、予備調査委員のうちから理事長が指名する。
- 5 予備調査副委員長は、予備調査委員のうちから予備調査委員長が指名する。
- 6 予備調査委員長は、会務を総理し、予備調査委員会を代表する。
- 7 予備調査委員長に事故があるとき、又は予備調査委員長が欠けたときは、予備調査副委員長が、その職務を代理する。
- 8 予備調査委員会は、当該告発又は当該内部監査の内容に係る合理性、調査可能性等を調査審議し、その結果を、理事長に報告するものとする。

(予備調査による決定)

第17条 理事長は、前条第8項の規定に基づく報告を受けた場合は、告発を受け付けた日又は内部監査規程第13条第1項の規定に基づく内部監査結果報告書の送付があった日から起算して30日以内に次項に規定する本調査を実施すべきか否かを決定するものとし、配分機関に報告するものとする。

- 2 理事長は、本調査を実施しないと決定した場合は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) その旨を理由を付して告発者に通知すること。
- (2) 予備調査に係る資料等を保存し、当該告発又は当該内部監査について、配分機関及び告発者の求めに応じて開示すること。

(本調査委員会)

第18条 理事長は、前条第1項の規定に基づき本調査の実施を決定した場合は、その旨を告発者及び被告発者に通知し、公立大学法人神戸市看護大学本調査委員会（以下「本調査委員会」という。）を設置する。

- 2 本調査委員会は、次に掲げる委員（以下「本調査委員」という。）で組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 倫理委員会委員長
- (3) 学識経験者その他研究活動に関し専門的知識を有する者

- 3 本調査委員は、告発者又は被告発者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。
- 4 本調査委員会に本調査委員長及び本調査副委員長を置く。
- 5 本調査委員長は、本調査委員のうちから理事長が指名する。
- 6 本調査副委員長は、本調査委員のうちから本調査委員長が指名する。
- 7 本調査委員長は、会務を総理し、本調査委員会を代表する。
- 8 本調査委員長に事故があるとき、又は本調査委員長が欠けたときは、本調査副委員長が、その職務を代理する。

(配分機関への報告等)

第19条 理事長は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象、方法等について、配分機関等に報告し、配分機関等と協議するものとする。

- 2 理事長は、告発等を受け付けた日から起算して210日以内に、調査結果、不正発生の要因、不正に関与したものによる公的研究費の管理体制及び監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を作成し、配分機関等に提出するものとする。
- 3 理事長は、前項に規定する期間内に最終報告書を作成することができない場合は、当該調査の中

間報告書を作成し、配分機関等に提出するものとする。

- 4 本調査委員会は、調査中であっても、不正の事実が一部でも認定された場合は、理事長に報告するものとする。
- 5 理事長は、前項の規定に基づく報告があった場合は、速やかに配分機関等に報告するものとする。
- 6 配分機関等は、調査手続が終結するまでの間、本調査委員会に対し、当該調査に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査を行うことができる。この場合において、本調査委員会は、調査に支障が生じるおそれがあると認めるとき、その他正当な事由がある場合を除き、その閲覧若しくは提出又は現地調査を拒むことができない。

(本調査委員に係る通知及び異議申立て)

第20条 理事長は、本調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

- 2 前項の規定に基づき通知を受け取った告発者及び被告発者は、当該通知を受け取った日から起算して7日以内に、理事長に対し、本調査委員の任命又は委嘱について異議申立てをすることができる。
- 3 前項の規定に基づく異議申立てがあった場合は、理事長は、当該内容を審査し、当該内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る本調査委員を交代させるものとする。
- 4 理事長は、第2項の規定に基づく異議申立てにおける決定について、告発者及び被告発者に対し、通知するものとする。

(本調査委員会の調査)

第21条 本調査委員会は、理事長が本調査の開始を決定した日（前条第3項の規定に基づく異議申立てがあった場合は、異議申立てにおける決定があった日）から起算して30日以内に調査を開始しなければならない。

- 2 本調査委員会は、調査に当たって、告発された事案又は内部監査の事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料等を保全する措置を講じるものとする。
- 3 本調査委員会は、告発された事案又は内部監査の事案に係る研究活動に関する研究データ等の資料の精査、関係者からの聴取、被告発者に対し陳述及び弁明の機会の付与等を行い、公平な調査を実施するものとする。
- 4 本調査委員会は、不正を認定するに当たり、被告発者の自認を唯一の証拠とせず、物的証拠、科学的証拠、証言等から総合的に判断するものとする。

(本調査における秘密保持)

第22条 本調査委員会は、告発又は内部監査に関する研究活動における調査の対象となる公表前のデータ、論文等の研究上又は技術上秘密とすべき情報が、当該調査の遂行上必要な範囲外に漏れることがないよう必要な措置を講じるものとする。

(本調査委員会による認定)

第23条 本調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に、次に掲げる事項の認定を行い、当該調査の結果を理事長に報告するものとする。

- (1) 不正が行われた否かに関する事項
- (2) 不正が行われたと認定したときは、次に掲げる事項
 - ア 不正の内容
 - イ 不正に関与した者及び当該関与の度合い
 - ウ 不正使用の相当額
 - エ 不正と認定された研究活動に係る不正に関与した者の役割

- (3) 不正が行われていないと認定したときは、告発が悪意に基づくものであったか否かに関する事項
- 2 本調査委員会は、前項第3号の規定に基づき、告発が悪意に基づくものであると認定を行う場合にあっては、告発者に弁明の機会を付与するものとする。
- 3 理事長は、第1項の規定に基づく報告を受けた場合は、速やかに本調査の結果にその理由を付して次の各号に掲げるものに通知するものとする。
- (1) 告発者及び被告発者
- (2) 被告発者が法人以外のものに所属する者である場合は、当該所属機関の長
- 4 理事長は、第1項の報告を受けた場合は、本調査の結果にその理由を付して配分機関へ報告するものとする。
- 5 理事長は、配分機関の求めがある場合は、本調査委員会による調査の終了前であっても、当該調査の進捗状況報告書及び中間報告書を提出するものとする。
- (不服申立て)

- 第24条 前条第3項の結果により、不正が行われたと認定された被告発者は、同項の規定に基づく通知を受けた日から起算して30日以内に、理事長に対し不服申立てをすることができる。
- 2 前条第3項の結果により、告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、同項の規定に基づく通知を受けた日から起算して30日以内に、理事長に対し不服申立てをすることができる。
- 3 前2項の場合において、当該不服申立てをする者は、その期間内であっても、同一の理由による不服申立てをすることはできない。
- 4 理事長は、第1項の規定に基づく不服申立てを受け付けた場合は、その旨を告発者に通知し、及び配分機関に報告するものとする。
- 5 理事長は、第2項の規定に基づく不服申立てを受け付けた場合は、その旨を告発者が所属する機関及び被告発者に通知し、並びに配分機関に報告するものとする。

(不服申立ての審査)

- 第25条 理事長は、前条第1項又は第2項の規定に基づく不服申立て（以下「不服申立て」という。）を受け付けたときは、当該調査を行った本調査委員会に不服申立ての審査を行わせるものとする。
- 2 前項の規定に基づく審査において、本調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事長は、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となると判断した場合は、本調査委員会に係る委員の交代若しくは追加を行い、又は本調査委員会に代えて、他の委員会等に審査をさせることができる。
- 4 前項の場合にあっては、理事長は、告発者及び被告発者にその旨を通知するものとする。
- 5 第1項又は第3項の規定に基づく審査において、本調査委員会又は他の委員会等は、当該不服申立てについて理由がなく却下すべきものとして決定した場合は、その旨に理由を付して、理事長に報告するものとする。
- 6 理事長は、前項の規定に基づく報告を受けた場合は、当該決定を告発者及び被告発者に通知し、並びに配分機関に報告するものとする。
- 7 第1項又は第3項の規定に基づく審査において、本調査委員会又は他の委員会等は、審査を行う決定を行った場合は、告発者又は被告発者に対し、当該不服申立ての速やかな決定に向けて、第22条第1項の結果を覆すに足る資料の提出その他審査に協力することを求めることができる。
- 8 本調査委員会又は他の委員会等は、次の各号のいずれかに該当するときは、審査を終結することができる。

- (1) 必要な審査を終えたと認めるとき。
- (2) 前項の規定に基づく協力を得られないとき。

9 本調査委員会又は他の委員会等は、前項の規定に基づき審査を終結した場合は、直ちに理事長に審査の結果を報告するものとする。

10 前項の規定に基づく報告は、審査を開始した日から50日（前条第2項の規定に基づく不服申立てにあつては、30日）以内に理事長に行わなければならない。

11 理事長は、第9項の規定に基づき報告を受けたときは、当該不服申立てに対する決定を行い、告発者及び被告発者に通知し、並びに配分機関に報告するものとする。

（調査結果の公表）

第26条 理事長は、第22条第3項の規定に基づく調査の結果において、不正が行われた旨を認定したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 不正に関与した者の氏名又はグループの名称
- (2) 不正の内容
- (3) 法人が公表時までに行った措置
- (4) 本調査委員会の委員の氏名及び所属
- (5) 本調査委員会での調査の方法、手順等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

2 理事長は、不正が行われなかった旨を認定したときは、公表までに当該調査が外部漏洩していた場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 当該調査の結果
- (2) 被告発者の所属及び氏名

3 理事長は、当該告発が悪意によるものである旨を認定したときは、告発者の所属及び氏名を公表するものとする。

（調査中の一次的措置）

第27条 理事長は、第17条第1項の規定に基づき本調査の実施を決定し、必要と認める場合は、告発のあった研究活動及び当該研究活動に係る費用の執行の停止その他必要な措置を講じるものとする。

（被告発者に対する措置）

第28条 理事長は、不正があつた旨を認定した場合又は告発が悪意である旨を認定した場合は、当該告発者又は被告発者が法人の役職員等であるときは、配分機関及び法人の関係規程の定めるところにより、懲戒（神戸市から公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月神戸市条例第49号）第2条第1項の規定に基づき、法人に派遣される役職員にあつては、神戸市長への報告）研究費の申請の制限及び不正と認定された論文等の取下げの勧告を行うものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第29条 理事長は、告発をしたことを理由に、当該告発者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

2 理事長は、相当な理由なく、告発がなされたことのみをもって、被告発者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

（業者への措置）

第30条 理事長は、不正があつた旨を認定した場合は、当該不正に関与した業者に対して、取引停止等の決定を行うものとする。

（施行細目の委任）

公立大学法人神戸市看護大学公的研究費の管理等に関する規程

第31条 この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。